

バーゼルⅢ第3の柱(市場規律)の開示

[銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項](金融庁告示第十五号)に基づき、バーゼルⅢ第3の柱の内容を以下に開示しています。

自己資本の構成に関する開示事項(平成25年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

1. 連結自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第二号)

(単位 百万円、%)

項目	平成25年度 中間期末	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	199,462		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,046		1a
うち、利益剰余金の額	144,177		2
うち、自己株式の額(△)	969		1c
うち、社外流出予定額(△)	791		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	10		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	70,777	3
普通株式等Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,905		
うち、少数株主持分等に係る経過措置	1,905		
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	201,378		6
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	1,072	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	1,072	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	0	11
適格引当金不足額	—	6,486	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	0	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25
その他Tier 1 資本不足額	1,265		27
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,265		28
普通株式等Tier 1 資本			
普通株式等Tier 1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	200,113		29
その他Tier 1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—		
その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,769		34-35
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		35
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	208		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	208		
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,978		36

項目	平成25年度		国際様式の該当番号
	中間期末	経過措置による不算入額	
その他Tier 1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	39
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	40
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,243		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,243		
Tier 2 資本不足額	—		42
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,243		43
その他Tier 1 資本			
その他Tier 1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—		44
Tier 1 資本			
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	200,113		45
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		46
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—		
Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	416		48-49
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	54,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		49
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額	216		50
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額	216		50a
うち、適格引当金Tier 2 算入額	—		50b
経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	46,673		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	46,673		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	101,306		51
Tier 2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier 2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	—	55
経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,243		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,243		
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,243		57
Tier 2 資本			
Tier 2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	98,062		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	298,176		59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,726		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る経過措置	1,726		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に係る経過措置	—		
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,027,177		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier 1 比率 ((ハ) / (ヲ))	9.87		61
連結Tier 1 比率 ((ト) / (ヲ))	9.87		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	14.70		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,946		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	335		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,237		75
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	216		76

項目	平成25年度 中間期末	経過措置による不算入額		国際様式の該当番号
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	434			77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—			78
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	11,208			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)				
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	—			82
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—			83
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	54,000			84
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	6,000			85

中間連結貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明
(平成25年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

		(単位 百万円)		
		公表中間連結貸借対照表	付表参照番号	「資本構成の開示」 国際様式番号
		金額		
資産の部	現金預け金	166,087		
	コールローン及び買入手形	147,803		
	買入金銭債権	8,771		
	商品有価証券	814	6-a	
	金銭の信託	8,998	6-b	
	有価証券	1,390,422	2-b、6-c	
	貸出金	2,867,833	6-d	
	外国為替	7,206		
	その他資産	42,212	3、6-e	
	有形固定資産	58,481		
	無形固定資産	1,726	2-a	
	繰延税金資産	1,154	4-a	
	支払承諾見返	23,490		
	貸倒引当金	△ 36,603		
資産の部合計	4,688,401			
負債の部	預金	4,099,012		
	譲渡性預金	98,040		
	コールマネー及び売渡手形	20,234		
	債券貸借取引受入担保金	11,872		
	借入金	79,870	8-a	
	外国為替	76		
	社債	20,000	8-b	
	その他負債	29,488	6-f	
	退職給付引当金	15,249		
	役員退職慰労引当金	13		
	睡眠預金払戻損失引当金	779		
	利息返還損失引当金	86		
	偶発損失引当金	273		
	繰延税金負債	5,785	4-b	
	再評価に係る繰延税金負債	8,853	4-c	
	負ののれん	17		
	支払承諾	23,490		
負債の部合計	4,413,146			
純資産の部	資本金	33,076	1-a	
	資本剰余金	23,969	1-b	
	利益剰余金	144,177	1-c	
	自己株式	△ 969	1-d	
	株主資本合計	200,254		
	その他有価証券評価差額金	59,704		
	繰延ヘッジ損益	208	5	
	土地再評価差額金	10,864		
	その他の包括利益累計額合計	70,777		
	新株予約権	10		3
	少数株主持分	4,212	7	1b
	純資産の部合計	275,254		
	負債及び純資産の部合計	4,688,401		

(注記事項)

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

※借入金には劣後借入金40,000百万円を、社債には劣後社債20,000百万円をそれぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格日Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

中間連結貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明(附表) (平成25年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(注記事項)

※「自己資本の構成に関する開示事項の金額」については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	33,076		1-a
資本剰余金	23,969		1-b
利益剰余金	144,177		1-c
自己株式	△ 969		1-d
株主資本合計	200,254		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	200,254	普通株式にかかる株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,046		1a
うち、利益剰余金の額	144,177		2
うち、自己株式の額(△)	969		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式にかかる株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	1,726		2-a
有価証券	1,390,422		2-b
うち 持分法適用会社に係るのれん相当額	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	654		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	1,072	のれん、モーゲージ・サービシング・ライツ以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74

3. 前払年金費用

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
その他資産	42,212		3
うち 前払年金費用	—		
上記に係る税効果	—		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
前払年金費用の額	—		15

4. 繰延税金資産

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	1,154		4-a
繰延税金負債	5,785		4-b
再評価に係る繰延税金負債	8,853		4-c
その他の無形資産の税効果勘案分	654		
前払年金費用の税効果勘案分	—		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	資産負債相殺処理のため、中間連結貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	1,237	資産負債相殺処理のため、中間連結貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,237		75

5. 繰延ヘッジ損益

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	208		5

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	0	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6. 金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
商品有価証券	814		6-a
金銭の信託	8,998	うち 金融機関向け出資等668百万円	6-b
有価証券	1,390,422	うち 金融機関向け出資等18,611百万円	6-c
貸出金	2,867,833	劣後ローン等を含む うち 金融機関向け出資等1,000百万円	6-d
その他資産	42,212	金融派生商品、出資金等を含む うち 金融機関向け出資等2百万円	6-e
その他負債	29,488	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	0		
普通株式等Tier1相当額	0		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金金融機関等の資本調達手段の額	19,946		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,946		72
その他金融機関等(10%超出資)	335		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	335		73

7. 少数株主持分

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
少数株主持分	4,212		7

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	30-31 ab-32
その他Tier1資本に係る額	1,769	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	46
Tier2資本に係る額	416	算入可能額(調整後少数株主持分)勘案後	48-49

8. その他資本調達

(1) 中間連結貸借対照表

(単位 百万円)

中間連結貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	79,870	うち 劣後借入金40,000百万円	8-a
社債	20,000	うち 劣後社債20,000百万円	8-b
合計	99,870		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		46

連結自己資本比率(平成24年9月期・バーゼルⅡ基準)

(単位 百万円)

項目	平成24年度 中間期末
(自己資本)	
資本金	33,076
うち非累積的永久優先株	—
新株式申込証拠金	—
資本剰余金	23,969
利益剰余金	137,311
自己株式(△)	952
自己株式申込証拠金	—
社外流出予定額(△)	791
その他有価証券の評価差損(△)	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子法人等の少数株主持分	3,694
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(△)	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	3,493
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	192,815
※繰延税金資産の控除金額(△)	—
[基本的項目]計(A)	192,815
うち自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの	—
その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	22,714
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,918
一般貸倒引当金	337
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—
負債性資本調達手段等	60,000
自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げるもの	—
自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるもの	60,000
補完的項目不算入額(△)	—
[補完的項目]計(B)	91,970
短期劣後債務	—
準補完的項目不算入額(△)	—
[準補完的項目]計(C)	—
自己資本総額(A+B+C)(D)	284,785

(単位 百万円)

項目	平成24年度 中間期末
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,000
自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	1,000
短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
自己資本比率告示第8条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	376
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	3,493
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	24
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(自己資本比率告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額(△)	—
(控除項目)計(E)	4,894
自己資本額(D)-(E)(F)	279,891
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	1,789,988
オフ・バランス取引等項目	45,014
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	121,303
信用リスクに係る旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	—
オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	—
合計(G)	1,956,307
自己資本比率(国際統一基準)(F)/(G)	14.30%
参考:Tier 1比率(国際統一基準)(A)/(G)	9.85%
自己資本比率告示第5条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額が基本的項目の額に占める割合	—%
連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に8%を乗じた額)	156,504
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	△ 2,064
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	24,029
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—
自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	10,813

2. 単体自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第一号)

(単位 百万円、%)

項目	平成25年度 中間期	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	194,590		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,026		1a
うち、利益剰余金の額	139,325		2
うち、自己株式の額(△)	969		1c
うち、社外流出予定額(△)	791		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	10		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	—	70,717	3
経過措置により普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	194,601		6
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	943	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	943	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	0	11
適格引当金不足額	—	7,363	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	0	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25
その他Tier 1 資本不足額	3,473		27
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,473		28
普通株式等Tier 1 資本			
普通株式等Tier 1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	191,128		29
その他Tier 1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		33+35
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	208		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	208		
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	208		36
その他Tier 1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	39
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	40
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,681		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,681		
Tier 2 資本不足額	—		42
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,681		43

項目	平成25年度 中間期	経過措置による不算入額		国際様式の該当番号
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額 ((二)-(ホ))	(ハ)	—		44
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ)+(ヘ))	(ト)	191,128		45
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)				
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		—		
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額		—		46
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額		—		
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額		—		
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		54,000		47+49
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額		—		50
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額		—		50a
うち、適格引当金Tier 2 算入額		—		50b
経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		46,631		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置		46,631		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	100,631		51
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額		—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額		—	—	53
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額		—	—	54
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額		—	—	55
経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		3,681		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置		3,681		
Tier 2 資本に係る調整項目の額	(リ)	3,681		57
Tier 2 資本				
Tier 2 資本の額 ((チ)-(リ))	(ヌ)	96,949		58
総自己資本				
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	(ル)	288,077		59
リスク・アセット (5)				
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		1,515		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係る経過措置		1,515		
うち、自己保有普通株式に係る経過措置		0		
リスク・アセットの額の合計額	(ヲ)	1,991,404		60
自己資本比率				
普通株式等Tier 1 比率 ((ハ)/(ヲ))		9.59		61
Tier 1 比率 ((ト)/(ヲ))		9.59		62
総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))		14.46		63
調整項目に係る参考事項 (6)				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		19,851		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		—		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		—		75
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)				
一般貸倒引当金の額		—		76
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額		72		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		—		78
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額		11,217		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)				
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額		—		82
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		—		83
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		54,000		84
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		6,000		85

中間貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明
(平成25年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(単位 百万円)

	公表中間貸借対照表	付表参照番号	「資本構成の開示」 国際様式番号
資産の部	現金預け金	166,006	
	コールローン	147,803	
	買入金銭債権	8,771	
	商品有価証券	814	6-a
	金銭の信託	8,998	6-b
	有価証券	1,389,449	6-c
	貸出金	2,875,016	6-d
	外国為替	7,206	
	その他資産	14,536	6-e
	金融派生商品	1,429	6-f
	前払年金費用	—	3
	有形固定資産	58,132	
	無形固定資産	1,515	2
	繰延税金資産	—	4-a
	支払承諾見返	23,490	
	貸倒引当金	△ 34,379	
	資産の部合計	4,667,362	
負債の部	預金	4,101,890	
	譲渡性預金	105,540	
	コールマネー	20,234	
	債券貸借取引受入担保金	11,872	
	借入金	68,348	7-a
	外国為替	76	
	社債	20,000	7-b
	その他負債	18,941	6-g
	金融派生商品	992	6-h
	退職給付引当金	15,164	
	役員退職慰労引当金	—	
	睡眠預金払戻損失引当金	779	
	偶発損失引当金	273	
	繰延税金負債	5,785	4-b
	再評価に係る繰延税金負債	8,853	4-c
	支払承諾	23,490	
	負債の部合計	4,401,251	
純資産の部	資本金	33,076	1-a
	資本剰余金	23,949	1-b
	利益剰余金	139,325	1-c
	自己株式	△ 969	1-d
	株主資本合計	195,382	
	その他有価証券評価差額金	59,644	
	繰延ヘッジ損益	208	5
	土地再評価差額金	10,864	
	評価・換算差額等合計	70,717	
	新株予約権	10	
	純資産の部合計	266,110	
	負債及び純資産の部合計	4,667,362	

(注記事項)

※借入金には劣後借入金40,000百万円を、社債には劣後社債20,000百万円をそれぞれ含んでおり、これらについては、自己資本の構成の開示では、「適格旧Tier2資本調達手段」の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額に算入されております。

中間貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明(付表) (平成25年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(注記事項)

※「自己資本の構成に関する開示事項の金額」については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
資本金	33,076		1-a
資本剰余金	23,949		1-b
利益剰余金	139,325		1-c
自己株式	△ 969		1-d
株主資本合計	195,382		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る額	195,382	普通株式にかかる株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,026		1a
うち、利益剰余金の額	139,325		2
うち、自己株式の額(△)	969		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式にかかる株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
無形固定資産	1,515		2
上記に係る税効果	572		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	943	のれん、モーゲージ・サービシング・ライセンス以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限り)に係る調整項目不算入額	—		74

3. 前払年金費用

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
その他資産	14,536		
うち 前払年金費用	—		3
上記に係る税効果	—		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
前払年金費用の額	—		15

4. 繰延税金資産

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延税金資産	—		4-a
繰延税金負債	5,785		4-b
再評価に係る繰延税金負債	8,853		4-c
その他の無形資産の税効果勘案分	572		
前払年金費用の税効果勘案分	—		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	資産負債相殺処理のため、中間貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	—	資産負債相殺処理のため、中間貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に係る調整項目不算入額	—		75

5. 繰延ヘッジ損益

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	208		5

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
繰延ヘッジ損益の額	0	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6. 金融機関向け出資等の対象科目

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
商品有価証券	814		6-a
金銭の信託	8,998	うち 金融機関向け出資等668百万円	6-b
有価証券	1,389,449	うち 金融機関向け出資等18,180百万円	6-c
貸出金	2,875,016	劣後ローン等を含む うち 金融機関向け出資等1,000百万円	6-d
その他資産	14,536	出資金等を含む うち 金融機関向け出資等2百万円	6-e
金融派生商品	1,429		6-f
その他負債	18,941		6-g
金融派生商品	992		6-h

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
自己保有資本調達手段の額	0		
普通株式等Tier1相当額	0		16
その他Tier1相当額	—		37
Tier2相当額	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—		
普通株式等Tier1相当額	—		17
その他Tier1相当額	—		38
Tier2相当額	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	19,851		
普通株式等Tier1相当額	—		18
その他Tier1相当額	—		39
Tier2相当額	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,851		72
その他金融機関等(10%超出資)	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		23
その他Tier1相当額	—		40
Tier2相当額	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		73

7. その他資本調達

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

中間貸借対照表科目	金額	備考	参照番号
借入金	68,348	うち 劣後借入金40,000百万円	7-a
社債	20,000	うち 劣後社債20,000百万円	7-b
合計	88,348		

(2) 自己資本の構成

(単位 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額	備考	国際様式の該当番号
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		46

単体自己資本比率(平成24年9月期・バーゼルⅡ基準)

(単位 百万円)

項目	平成24年度 中間期末
(自己資本)	
資本金	33,076
うち非累積的永久優先株	—
新株式申込証拠金	—
資本準備金	23,942
その他資本剰余金	6
利益準備金	9,134
その他利益剰余金	124,126
その他	—
自己株式(△)	952
自己株式申込証拠金	—
社外流出予定額(△)	791
その他有価証券の評価差損(△)	—
新株予約権	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(△)	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が 適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	3,891
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	184,650
※繰延税金資産の控除金額(△)	—
[基本的項目]計(A)	184,650
うち自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの	—
うち自己資本比率告示第17条第3項に掲げるもの	—
その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を 控除した額の45%相当額	22,667
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	8,918
一般貸倒引当金	—
内部格付手法採用行において、適格引当金が 期待損失額を上回る額	—
負債性資本調達手段等	60,000
自己資本比率告示第18条第1項第4号に掲げるもの	—
自己資本比率告示第18条第1項第5号 及び第6号に掲げるもの	60,000
補完的項目不算入額(△)	—
[補完的項目]計(B)	91,585
短期劣後債務	—
準補完的項目不算入額(△)	—
[準補完的項目]計(C)	—
自己資本総額(A+B+C)(D)	276,236

(単位 百万円)

項目	平成24年度 中間期末
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,000
自己資本比率告示第18条第1項第4号に 掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
自己資本比率告示第18条第1項第5号及び 第6号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	1,000
短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び 信用リスク削減手法として用いる保証又は クレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
内部格付手法採用行において、期待損失額が 適格引当金を上回る額の50%相当額	3,891
PD/LGD方式の適用対象となる 株式等エクスポージャーの期待損失額	25
基本的項目からの控除分を除く、 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー 及び信用補完機能を持つI/Oストリップス (自己資本比率告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額(△)	—
(控除項目)計(E)	4,917
自己資本額(D)－(E)(F)	271,318
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	1,767,168
オフ・バランス取引等項目	45,014
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	112,673
信用リスクに係る旧所要自己資本の額に自己資本 比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要 自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	—
オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額 に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新 所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	—
合計(G)	1,924,856
自己資本比率(国際統一基準)(F)／(G)	14.09%
参考:Tier 1比率(国際統一基準)(A)／(G)	9.59%
自己資本比率告示第17条第2項に規定する ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を 付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の 額が基本的項目の額に占める割合	—%
単体総所要自己資本額(自己資本比率告示 第14条の算式の分母の額に8%を乗じた額)	153,988
銀行勘定における出資等又は株式等 エクスポージャーに関する事項	
出資等又は株式等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額	△ 2,064
貸借対照表で認識され、かつ、 損益計算書で認識されない評価損益の額	23,924
貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額	—
自己資本比率告示第18条第1項第1号の 規定により補完的項目に算入した額	10,766

自己資本調達手段に関する契約内容の概要とその詳細

内容については、当行ホームページ(<http://www.shigagin.com/investor/file/jikoshihon.html>)をご参照ください。